

平成29年4月26日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成29年4月26日（水） 午後2時40分 ～ 午後3時50分
- ・岐阜清流高等特別支援学校

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	石原 佳洋
委員	土屋 嶮	教育次長	折戸 敏仁
委員	月村 時子	義務教育総括監	服部 和也
委員	野原 正美	総合教育センター長兼教育研修課長	坂井 和裕
	(森口祐子委員は欠席)	教育総務課長	布施 明彦
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育総務課教育主管	古田 秀人
		教育財務課長	林 裕久
		教職員課長	石田 達也
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課長	三輪 康典
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	渡邊 勝敏
		学校支援課教育主管	園部 栄子
		特別支援教育課長	林 雅浩
		体育健康課長	野田 正明
		体育健康課教育主管	中川 浩美

3 議事日程等

報第10号、事務局報告（政策）（1）及び（2）について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成29年3月17日開催の臨時教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
<p>報第1号</p> <p>報第2号</p> <p>報第3号</p> <p>報第4号</p> <p>報第5号</p> <p>報第6号</p> <p>報第7号</p> <p>報第8号</p>	<p>岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則について</p> <p>教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>岐阜県現代陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>岐阜県高山陣屋管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>岐阜県文化財保護センター管理規則の一部を改正する規則について</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>今年度から社会教育及び文化に関する事務の知事部局への移管に伴う規則等の改正について、3月の臨時教育委員会において、お諮りしました。</p> <p>その後、規則等の最終確認を行う中で、地方自治法第180条の7の規定に基づき、知事部局の職員に委任、又は補助執行させることができる事務は、「教育委員会の権限に属するもののみ」であるということが分かりました。</p> <p>このことにより、規則上「教育長」「館長」「所長」と規定されている事務を知事部局へ移管するためには、これらの規定を「教育委員会」に変更する必要が生じたため、これらの規則を4月1日から施行できるよう専決したので報告し、承認を求めるものである。</p> <p>なお、報第1号から報第4号までは3月の臨時教育委員会に提出後、変更が生じたもの、報第5号から報第8号までは、今回、初めて提出するものです。</p>
<p>教育長</p>	<p>3月の臨時教育委員会では、もともと教育委員会だったものを知事部局に移管したが、もともと教育委員会でないものを一度、教育委員会に戻した後に移管するということである。</p>
<p>教育長</p>	<p>報第1号から報第8号について、挙手により採決する。</p>
<p>教育長</p>	<p>全員賛成により承認する。</p>
<p>報第9号</p>	<p>岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について</p>
<p>教職員課長</p>	<p>3月議会において改正されました定数条例(岐阜県職員定数条例・岐阜県市町村立学校職員定数条例)に基づき、小中学校職員の職の種類ごとの数について、規則の一部を改正したことを報告し、承認を求めるものである。本年度より「義務教育学校」2校が開校したことに伴い、「義務教育学校」の記述が加わった。また、小中学校においては、各学年の学級数や児童生徒数の増減、加配定数の増減等により、校長・教諭等、養護教諭等、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員の5つの職種ごとに定数が変わる。その結果、小学校全体では7314人となり、△36人減、中学校全体では4473人となり、△21人減となる。主な理由は、児童生徒数の自然減による。</p>
<p>教育長</p>	<p>報題9号について、挙手により採決する。</p>

ホームページ公開用

教 育 長	全員賛成により承認する。
報第 10号 職員の表彰について（非公開案件）	
退職教職員の表彰（1件）を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 1号 平成30年度使用教科用図書の採択について	
学 校 支 援 課 長	<p>県教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の採択権者に対して示す、平成30年度に使用する教科用図書の「採択基準」について、教科用図書選定審議会に諮問する案をご審議いただく。また、県教育委員会が県立高等学校及び県立特別支援学校に対して示す、各学校が平成30年度に使用しようとする教科用図書を選定するに当たって考慮すべき採択方針の決定についてお諮りする。</p> <p>まず、義務教育諸学校の教科用図書の採択基準案について、ご説明する。今年度は、小学校において来年度から新設される「特別の教科 道徳」の教科書を採択する年度に当たるので、その点を資料89頁の2「採択に当たり踏まえるべきこと」の（1）の二つ目に記述している。その他の教科書については、採択替えのない年度に当たるため、三つ目に記述のとおり、平成28年度と同一の教科用図書を採択することとしている。</p> <p>このほか、昨年度からの変更点としては、一連の教科書問題を受けて、文部科学省から各種の通知等が発出されたことを踏まえ、一部の記述を変更・追加したことを加えている。また、県内に義務教育学校が設立されたことに伴う文言の追加などである。</p> <p>続いて、平成30年度使用する県立高等学校と県立特別支援学校の教科用図書の採択基準案について、ご説明する。これらについては、昨年度から大きな変更はない。県教育委員会では、本採択方針案をご承認いただいた上、各校に対して教科書採択の公正確保の徹底について指導していきたいと考えている。</p> <p>今後の教科書採択・選定事務の年間スケジュールについては、本日の教育委員会において採択基準及び採択方針について可決いただいた後、市町村立学校の教科書採択については、採択基準案を教科用図書選定審議会にお諮りし、審議等を経て、採択権者である市町村教育委員会に通知する。また、小学校の「特別の教科 道徳」に係る教科書採択の調査研究資料を作成・送付し、市町村教育委員会において採択の手続きを進めていただく予定である。</p> <p>県立学校の教科書採択については、県教育委員会が採択権者のため、採択方針を各学校に通知し、各学校における選定の手続きを行った上で、7月の定例教委において昨年度の検定に合格した教科書を閲覧いただき、8月の定例教委において各高等学校から提出される選定結果を踏まえ、採択についてご審議をいただく予定である。</p>
稲 本 委 員	採択基準は非常に難しい問題である。教科書問題のような不正なことは二度と起きないようにしないといけない。
教 育 長	教科書問題を受けて教育委員会として指導や対策をしていることについて説明をお願いします。
学 校 支 援 課 長	教科書問題を受けて不正なことが行なわれぬように採択基準案は考えている。県教育委員会としては、対策として県内小中学校の校内研修で使用できるDVD教材を作成した。また、教科書の採択に関わる方については、教材会社等と関わりのないことを自己申告してもらい、その結果について、教科用図書選定審議会委員や調査研究委員会委員に任命する手続きをおこなっているため、特定の教材会社等と関わりを持つ者は廃除する仕組みを取っている。

ホームページ公開用

教 育 長	議第 1 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第 2 号	平成 3 0 年度岐阜県立高等学校入学者選抜及び平成 3 0 年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考・選抜の方針について
学 校 支 援 課 長	<p>平成 3 0 年度の県立高等学校入学者選抜及び県立特別支援学校高等部入学者選考・選抜について、その日程等についてお諮りする。</p> <p>まずは、平成 3 0 年度の県立高等学校入学者選抜についてご説明する。県立高等学校入学者選抜については、概ね、昨年度末に実施した平成 2 9 年度入学者選抜から変更なく実施することを予定している。第一次選抜、第二次選抜及び連携型選抜について、それぞれ、出願期間、変更期間、検査期日、合格発表日等を設定したいと考えている。これらは、大方、前年度の入学者選抜と同様のスケジュールとなっている。高等学校入学者選抜の制度概要も前年度と同様のものである。</p>
特 別 教 育 支 援 課 長	<p>平成 3 0 年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考の方針について、ご説明する。特別支援学校の入学者選考は、平成 2 5 年度入試から 2 月中旬に実施している。平成 3 0 年度入学者選考は、2 月 1 5 日（木）に実施したいと考えている。また、実施校は 1 9 校である。高等特別支援学校を除く、すべての県立特別支援学校で入学者選考を実施するものである。</p> <p>次に、平成 3 0 年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜の方針について、ご説明する。昨年度に初めて実施した高等特別支援学校入学者選抜の検証等を踏まえ、選抜試験に合格しなかった者に対して、他の知的障がいの特別支援学校高等部や公立高等学校の検査等を受ける機会を作るために検査日と合格者発表を昨年度より 3 日間早くしている。実施校については、今年度 4 月に開校した岐阜清流高等特別支援学校と平成 3 0 年 4 月に開校する（仮称）西濃高等特別支援学校の 2 校になる。従来の特別支援学校同様、事前の教育相談を受け、さらに他の知的障がいの特別支援学校高等部の教育相談を受けて、進路先を決定していく。</p>
教 育 長	議第 2 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策）	
（ 1 ） 岐阜工業高校の学科改編等について（非公開案件）	
<p>岐阜工業高校の学科改編等について報告した。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
（ 2 ） 平成 2 5 年 5 月郡上特別支援学校講師の自死にかかる公務災害の認定について（非公開案件）	
<p>平成 2 5 年 5 月郡上特別支援学校講師の自死にかかる公務災害の認定について報告した。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
事務局報告（その他）	

<p>(1) 平成29年第1回岐阜県議会定例会における審議結果について</p> <p>(2) 平成29年第1回岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について</p>	
<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>平成29年第1回岐阜県議会定例会における審議結果について、審議結果及び一般質問・議案に対する質疑の状況をまとめているので、ご確認いただきたい。また、平成29年第1回岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について、発言内容をまとめているので、ご確認いただきたい。</p>
<p>(3) 平成28年度における県教育行政への教育モニターからの情報収集結果について</p>	
<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>各市町村より1名ずつ計42名の方に1年間の任期で委嘱している。教育モニターの方へは様々な形で情報提供をしている。また、教育モニター情報連絡会議により意見交換等を実施している。教育モニターからの意見としては、平成28年度は32件の提出があり、詳細な内訳としては、報告結果のとおりであるので、ご確認いただきたい。</p>
<p>(4) 岐阜県における全国レベルの表彰について</p>	
<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>岐阜県における全国レベルの表彰について、文化部門、及びスポーツ部門の3月分を掲載しているので、ご確認いただきたい。</p>
<p>(5) 平成29年度教育委員会行事予定について</p>	
<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>平成29年度教育委員行事予定について、5月29日(月)の定例教育委員会の時間が午後1時からとなり、その後、午後3時から総合教育会議を開催する予定である。</p> <p>総合教育会議での議題としては、登下校時の児童生徒の安全確保、スーパー・ハイスクール・セッションの成果発表、進学校の活性化を予定している。</p>
<p>閉会</p>	
<p>午後3時50分、閉会を宣言する。</p>	